

## 新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

### 《新型コロナウイルスワクチン接種について》

市では、国から65歳以上の高齢者のワクチン接種を7月末までに完了できるように接種計画の見直しを求められたことから、関係団体と協議の上、ワクチン接種体制の強化を進めています。

#### 《ワクチン供給の状況及び今後の予定》

- ・国から、接種を希望する65歳以上の高齢者すべての方に接種が可能になると考えられる32,760人分のワクチンについて、2週間単位の期間で7月4日までに供給するスケジュールの通知がありました。

#### 《接種体制強化》

##### 【花巻市薬剤師会のご協力】

- ・5月12日の接種から、予診票の確認に花巻市薬剤師会の先生方が協力。これにより予診票の確認作業が時間短縮されました。花巻市薬剤師会のご協力を深く感謝申し上げます。

##### 【コールセンターの強化】

- 各会場の予約開始日にコールセンターへの電話が集中し、つながりにくくなっていることから、回線数を増強
- ・当初10回線 → 5月20日に**30回線に増強**（3号補正）

##### 【ワクチン接種に関する連絡会議で決定したもの】構成：花巻市医師会、総合花巻病院、花巻市薬剤師会、岩手県立中部病院、花巻市

- ・接種会場のレイアウトの見直し、ワクチン接種レーンの増加
- ・従来の接種日（水・木・土）に加え、日曜日の集団接種の実施
- ・月1回の夜間接種（13：30～20：00）の実施（6月10日（木）実施予定、7月以降は調整中）
- ※体制強化に伴う医師・看護師・保健師・会計年度職員の報酬等については予算化済（3号補正）

##### 【関係機関への要請等】

- ・花巻市医師会から岩手県立中部病院に病院スタッフの集団接種会場への出務要請を行っていただき、中部病院から要請に応じる旨回答を頂いています。
- ・定員により集団接種に予約できなかった方に対する個別接種施設として、総合花巻病院、県立東和病院、大迫診療センター、石鳥谷医療センターに対応を依頼し、いずれの施設にも了承をいただきました。コールセンターにて各病院における接種の予約を受け付けます。石鳥谷医療センターは5月24日から、東和病院は5月25日から対応いただいています。なお、大迫診療センターは5月27日から、総合花巻病院は現在医療関係者の接種をしているため、それが終了した後、対応いただくこととなっております。

#### 《ワクチン接種の状況》

##### ○5月25日時点

・91歳以上の高齢者：	1回目接種回数	1, 222回
	2回目接種回数	378回
・75歳以上の高齢者：	1回目接種回数	2, 612回
・65歳以上の高齢者：	1回目接種回数	5回
	接種回数合計	4, 217回
	接種済人数	1回完了済 3, 461人
		2回完了済 378人

○集団接種会場日程（予定）は別紙のとおり

◎5月31日までに1回目・2回目の集団接種を実施した年齢・行政区

対象年齢	対象地区	対象行政区	会場	接種会場 通知発送日	接種期日	
					1回目	2回目
91歳以上	花巻	松園、花西、湯口、湯本、太田、笹間	総合体育館	4月1日	4月21日	5月12日
		花北、花巻中央、花南、矢沢、宮野目	まなび学園	4月12日	5月8日	5月29日
	大迫	全域	大迫交流活性化センター	4月1日	4月22日	5月13日
	石鳥谷	全域	石鳥谷生涯学習会館	4月12日	5月6日	5月27日
	東和	全域	東和コミュニティセンター	4月12日	5月6日	5月27日

◎5月31日までに1回目の集団接種を実施する年齢・行政区

対象年齢	対象地区	対象行政区	会場	接種会場 通知発送日	接種期日	
					1回目	2回目
75歳以上 90歳以下	花巻	松園町一区～五区	総合体育館	4月20日	5月13日	6月3日
		浅沢、新田(しんでん)、星が丘一丁目		4月28日	5月19日	6月9日
		四日町一丁目一区・二区、四日町二丁目・三丁目、一日市、愛宕町	まなび学園	4月28日	5月20日	6月10日
		桜台、坂本町、小舟渡、大通り一丁目・二丁目、末広町		4月28日	5月22日	6月12日
		桜木町、南川原町、鍛冶町、双葉町、上町、豊沢町、東町、大町、仲町、御田屋町、里川口町、城内	交流会館(旧花巻空港ターミナルビル)	5月6日	5月26日	6月16日
		花城町一区・二区、吹張町、西大通り、材木町、若葉町、藤沢町		5月7日	5月29日	6月19日
	大迫	大迫上町、大迫旭町、大迫仲町、大迫川原町第1・2、大迫下町、大迫葡萄沢、大迫上の台、亀ヶ森第1～3	大迫交流活性化センター	4月20日	5月12日	6月2日
	石鳥谷	石鳥谷第1～6・15・16	石鳥谷生涯学習会館	4月20日	5月15日	6月5日
		石鳥谷第7～11・17～19		5月6日	5月26日	6月16日
	東和	小山田第1～4、土沢第1～4	東和コミュニティセンター	4月20日	5月15日	6月5日

◎6月1日以降、1回目の集団接種を実施する年齢・行政区

対象年齢	対象地区	対象行政区	会場	接種会場 通知発送日	接種期日	
					1回目	2回目
75歳以上 90歳以下	花巻	諏訪、桜町一丁目～四丁目、南城	交流会館(旧花巻空港ターミナルビル)	5月21日	6月9日	6月30日
		北万丁目、南万丁目、石神町、十二丁目、成田、山の神、大谷地	総合体育館	5月24日	6月10日	7月1日
		糠塚、北湯口の一・二、大畑、二枚橋駅前、二枚橋、下湯本、上湯本台一・二	交流会館(旧花巻空港ターミナルビル)	5月26日	6月12日	7月3日
		金矢、狼沢、櫛ノ目、小瀬川、花巻温泉、台温泉、宇津野、矢沢、幸田、高松第一～三、高木第一～三、高木小路		5月26日	6月13日	7月4日
		東十二丁目、西宮野目第一～四、東宮野目、本館、葛第一・二、田力、上・下似内		5月28日	6月17日	7月8日
		鉛、下シ沢、大沢、志戸平	イーハトーブ病院	5月28日	6月17日	7月8日
					6月24日	7月15日

●6月1日以降、1回目の集団接種を実施する年齢・行政区(続き)

対象年齢	対象地区	対象行政区	会場	接種会場 通知発送日	接種期日	
					1回目	2回目
75歳以上 90歳以下	花巻	根岸、神明、橋本、西晴山、 上根子上区、一本杉、才の神、 新田(あらた)、熊野、古館、 中根子、南中根子、上・下円 膝、八幡、二ツ堰、中村、鍋 倉一区・二区、山関、上太田、 柴林、折沼、姥宿、泉畑、清 水町、中央、坂杉	総合体育館	5月28日	6月17日	7月8日
		下坂井、大森、尻平川、横志 田、栃内、南笹間、中笹間、 北笹間、轟木		6月4日	6月23日	7月14日
	大迫	内川目第1・2、内川目中央、内 川目折壁、内川目大又、内川目小 又、外川目第1~4、亀ヶ森第4	大迫総合支所	6月8日	6月26日	7月17日
	石鳥谷	石鳥谷第12~14、八幡第1~6	石鳥谷生涯学習会館	5月14日	6月2日	6月23日
		八幡第7、八重畑第1~12、 新堀第1~8	交流会館(旧花巻空港ター ミナルビル)	6月1日	6月20日	7月11日
	東和	土沢第5~9、中内第1~3	東和コミュニティセンター	5月21日	6月3日	6月24日
中内第4・5、谷内第1~4、 田瀬第1~3		6月1日		6月19日	7月10日	
65歳以上 74歳以下	花巻	松園町一区~五区	総合体育館	6月4日	6月23日	7月14日
		浅沢、新田(しんでん)、星が丘一 丁目、四日町一丁目一区・二区、 四日町二丁目・三丁目、一日市、 愛宕町、桜台、坂本町、小舟渡		6月4日	6月24日	7月15日
		矢沢、幸田、高松第一~三、 高木第一~三	交流会館(旧花巻空港ター ミナルビル)	6月8日	6月26日	7月17日
		鉛、下シ沢、大沢、志戸平	イーハトーブ病院	6月8日	6月28日 6月29日 7月6日	7月19日 7月20日 7月27日
		西大通り、材木町、大通り一 丁目・二丁目、末広町、若葉町、 北万丁目、南万丁目、石神町、 藤沢町、桜木町、南川原町	総合体育館	6月11日	6月30日	7月21日
		鍛冶町、双葉町、上町、豊沢 町、東町、大町、仲町、御田 屋町、里川口町、城内、花城 町一区・二区、吹張町、諏訪、 桜町一丁目~四丁目、南城、 十二丁目、成田		6月15日	7月3日	7月24日
		山の神、大谷地、根岸、神明、 橋本、西晴山、上根子上区、 一本杉、才の神、新田(あら た)、熊野、古館、中根子、南 中根子、上・下円膝、八幡、二 ツ堰、中村、鍋倉一区・二区、 糠塚、北湯口の一・二、大畑、 二枚橋駅前、二枚橋、下湯本	交流会館(旧花巻空港ター ミナルビル)	6月15日	7月4日	7月25日
		高木小路、東十二丁目		6月18日	7月7日	7月28日
		上湯本台一・二、金矢、狼沢、 櫛ノ目、小瀬川、花巻温泉、 台温泉、宇津野、西宮野目第 一~四、東宮野目、本館、葛 第一・二、田力	総合体育館	6月18日	7月7日	7月28日

●6月1日以降、1回目の集団接種を実施する年齢・行政区(続き)

対象年齢	対象地区	対象行政区	会場	接種会場 通知発送日	接種期日	
					1回目	2回目
65歳以上 74歳以下	花巻	上・下似内、山関、上太田、柴林、折沼、姥宿、泉畑、清水町、中央、坂杉、下坂井、大森、尻平川、横志田、栃内、南笹間、中笹間、北笹間、轟木	総合体育館	6月23日	7月10日	7月31日
	大迫	大迫上町、大迫旭町、大迫仲町、大迫川原町第1・2	大迫総合支所	6月8日	6月26日	7月17日
		大迫下町、大迫葡萄沢、大迫上の台、内川目第1・2、内川目中央、内川目折壁、内川目大又、内川目小又、外川目第1~4、亀ヶ森第1~4		6月8日	6月27日	7月18日
	石鳥谷	石鳥谷第1~14	交流会館(旧花巻空港ターミナルビル)	6月1日	6月20日	7月11日
		石鳥谷第15~19、八幡第1~7、八重畑第1~4		6月11日	7月1日	7月22日
		八重畑第5~12、新堀第1~8		6月18日	7月7日	7月28日
	東和	中内第4・5、谷内第1~4、田瀬第1~3	東和コミュニティセンター	6月1日	6月19日	7月10日
		小山田第1~4、土沢第1~9、中内第1~3		6月1日	6月20日	7月11日

- ▶国からのワクチン供給状況などにより日程を変更する場合があります。  
また、6月17日(木)以降の日程については、詳細を調整中。調整の結果、一部日程を変更する場合がありますが、その場合は、広報はなまき・市ホームページ等で公表するとともに、対象者には接種会場通知によりお知らせいたします。
- ▶施設に入所されている方へのワクチン接種については、高齢者施設40か所、障がい者施設5か所と接種日程等の調整中。調整が整った5施設については5月28日以降に接種予定となっています。

担当：新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室：41-3605

## 《新型コロナウイルスPCR検査助成制度の創設しました》

市では、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、急激に感染拡大の恐れがある入所型の市内高齢者施設、障がい者施設、救護施設や教育保育施設の一定の要件を満たす職員及び利用者に対してPCR検査費用の助成を行います。

### 【対象者】

市内医療機関で新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受ける方で下表のいずれかに該当する方

施設区分	施設職員の対象	施設利用者の対象
高齢者施設	新たに就業する職員	新たに入所する方
障がい者・障害児施設		
生活保護法に規定する救護施設		
教育保育施設		①市外からの小中学校転入生及びその同居家族 ②市外から転入し保育園や幼稚園等を新たに利用する児童の同居家族

### 【助成額】

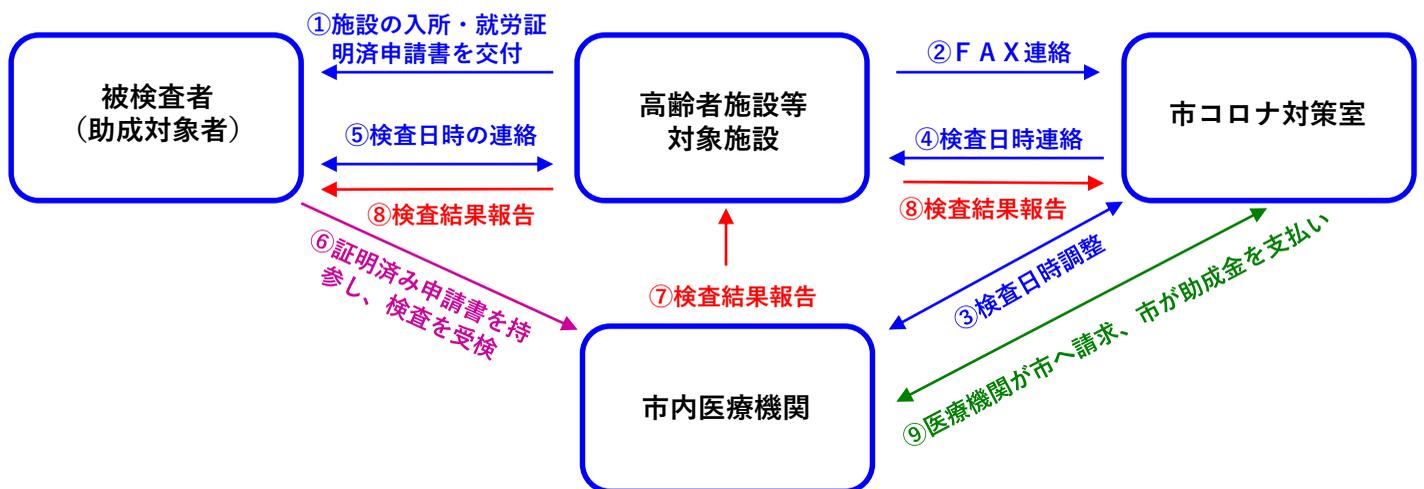
1人当たり2万5千円（原則1人1回分のみ助成）

### 【助成対象期間】

令和3年12月31日まで

### 【申請及び検査方法等】

- ・助成の対象となる方は、対象施設（高齢者・障がい児・救護・教育保育施設）に申請し、検査日時を希望するだけで、検査を受検できます
- ・助成の対象となる方の検査費用の負担は、無し
- ・助成対象施設は、助成対象者に本制度を説明、助成対象者が希望検査日時等の必要事項を記載した助成申請書兼代理受領委任状に、当該施設に助成対象者が新たに入所・就業したことを証明する旨を記載して助成対象者に交付（下図①）。
- ・助成対象者は市内医療機関で検査を受ける際、申請書を持参し、当該医療機関に提出する（下図⑥）



※対象施設が教育保育施設の場合、⑦の医療機関からの検査結果報告は施設ではなく、被検査者に通知されます。被検査者は「教育保育施設に検査結果を連絡」→「施設が市教育委員会に連絡」→「教育委員会が市対策室に連絡」となります。

担当：新型コロナウイルス感染症対策本部：29-5275

◆中小企業経営支援金について（商工労政課：41-3534）

市では、令和2年度に市が独自に支援を行った飲食店、温泉宿泊業、タクシー、貸切バス、運転代行業などの事業者以外の事業者を支援するため、岩手県が実施している「地域企業経営支援金」に上乗せして、花巻商工会議所を通じて下記のとおり市独自の支援金を給付しています。

【事業主体】 花巻商工会議所

【対象】 下記の全てを満たす事業者

- ①花巻市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、小売業、サービス業、飲食業、宿泊業など、県「地域企業経営支援金」の対象業種を営む事業者
- ②令和2年度に市が行った以下の補助金等をいずれも受給していない事業者
  - ・花巻商工会議所飲食店等経営支援事業支援金
  - ・花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業補助金
  - ・花巻市貸切バス事業者事業持続支援金
  - ・花巻市公共交通事業者緊急対策支援金

【売上要件】 下記のいずれかに該当する事業者

(1)令和2年11月から令和3年3月までの間のいずれか1か月の売上が前年同月と比較して**50%以上減少している事業者**

(2)令和2年11月から令和3年3月までの間のいずれかの連続する3か月の売上の合計が前年同期と比較して**30%以上減少している事業者**

※前年の売上が存在しない者にあつては、比較月の直近までのいずれか1月の売上若しくはいずれかの連続する3か月の売上の合計で算定します

【支援金額】 1店舗につき30万円

【申請等】 申請期間：6月30日まで  
申請場所：花巻商工会議所本所または支所（事前予約が必要です）  
予約電話：0198-23-3381

○岩手県による支援（地域企業経営支援金支給事業費補助金）

【対象】 県内に店舗を有する中小企業者であつて小売業、サービス業、飲食業、宿泊業など別紙資料に掲載している対象業種を営む事業者

【要件】 花巻市と同様

【支援額】 令和2年11月から令和3年3月の間で、売上を比較する月を含む**任意の連続する3か月の売上合計を前年同期の売上合計から差し引いた額（1店舗につき最大40万円）※**

※複数店舗を経営する事業者にあつては法人200万円、個人事業主100万円が上限

○岩手県、花巻市の事業実績（5月24日時点）

岩手県分：申請件数531店、申請額18,968万1千円)

花巻市分：申請件数220店、申請額6,600万円)

※当初予算額6,000万円を超える見込みであったことから、補正予算を計上済（3号補正）

# 地域企業経営支援金を給付します

給付金の名称	花巻商工会議所地域企業経営支援金
対象となる方	花巻市内に店舗を有する中小企業者であって小売業、サービス業、飲食業、宿泊業など裏面に定める対象業種を営むもの
売上要件	①、②いずれかの要件を満たすこと ①令和2年11月から令和3年3月までの間のいずれか1か月の売上が前年同月と比較して50パーセント以上減少している者(申請日時点で創業から1年を経過していない者にあつては、創業から令和2年10月までのいずれか1か月の売上を前年同月の売上とみなします。) ②令和2年11月から令和3年3月までの間のいずれかの連続する3か月の売上の合計が前年同期と比較して30パーセント以上減少している者(申請日時点で創業から1年を経過していない者にあつては、創業から令和2年10月までのいずれかの連続する3か月の売上を前年同期の売上とみなします。)
支援金給付額	<b>① 県補助分: 1店舗につき最大40万円を支給</b>  【支援金額の算定】 令和2年11月から令和3年3月の間で、売上を比較する月を含む任意の連続する3か月の売上合計を前年同期の売上合計から差し引いた額  例1) R1.11月～R2.1月売上 450,000円・・・(a) R2.11月～R3.1月売上 160,000円・・・(b) (a)-(b)=290,000円 差額400,000円以下のため、支給額290,000円  例2) R2.1月～3月売上 1,300,000円・・・(a) R3.1月～3月売上 550,000円・・・(b) (a)-(b)=750,000円 差額400,000円を超えるため、支給額400,000円  複数店舗を経営する事業者にあつては、法人200万円、個人事業主100万円が上限
①+②=1店舗あたり最大70万円	<b>② 市補助分: 1店舗につき30万円を支給</b>  県補助分の要件を満たす中小企業者のうち、 <u>次の市独自支援(※)を受けていない市内に本店又は主たる事業所を有する者</u>  ※花巻商工会議所飲食店等経営支援事業支援金、花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業補助金、花巻市貸切バス事業者事業持続支援金又は花巻市公共交通事業者緊急対策支援金の <u>いずれかを受給した中小企業者は対象外</u>
申請受付日時	<b>令和3年4月12日(月)～6月30日(水) 土日祝日除く</b> <b>午前9時～午後4時 (完全予約制)</b> ※予約先電話番号 0198-23-3381(花巻商工会議所)
申請場所	花巻商工会議所 本所、石鳥谷支所、東和支所、大迫支所

# 地域企業経営支援金対象業種

大分類	中分類
G (情報通信業) の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H (鉄道業、道路旅客運送業) の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I (卸売業、小売業) の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J (金融・保険業) の一部	67 保険業 (保険媒介代理業、保健サービス業を含む)
K (不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M (宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N (生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R (サービス業) の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※本支援金は課税対象：事業所得（雑収入）となります。

【本支援金の申請期間は、6月30日までとなっております。】

5月以降の受付は花巻商工会議所本所および各支所に対応いたします。混雑を避けるため、事前に必ずご予約をお願い致します。

## 【お問い合わせ・申請予約受付】

花巻商工会議所本所および各支所

●本 所:0198-23-3381

●石鳥谷支所:0198-45-4488

●東和支所:0198-42-3155

●大迫支所:0198-48-3230



花巻商工会議所  
ホームページ

## ◆花巻市中小企業持続支援事業（地代・家賃補助）について（商工労政課：41-3539）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者の固定経費の軽減を図るため、令和2年度に引き続き市独自で令和3年度も実施しています。

- 【対象業種】 小売業、飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、サービス業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業などの中小企業者
- 【対象経費】 事業に要する地代・家賃（共益費・管理費含む）
- 【要件】 令和3年4月から令和3年6月までの間の、いずれかひと月の売上が前年または前々年同月に比べ30%以上減少している中小企業者  
※ 創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売上を直近の月の売上と比較することができます
- 【補助率】 月額賃料の1/2以内（1か月当たり上限10万円）
- 【対象期間】 令和3年4月から令和3年6月までの3か月間（上限10万円×3か月＝最大30万円を補助）
- 【申請受付】 受付期間：令和3年5月12日（水）～令和3年7月30日（金）  
受付時間：午前9時～午後4時（完全予約制）  
受付場所：本庁商工労政課及び各総合支所地域振興課  
・本庁商工労政課（予約先 41-3539）  
・大迫総合支所地域振興課（予約先 41-3122）  
・石鳥谷総合支所地域振興課（予約先 41-3442）  
・東和総合支所地域振興課（予約先 41-6514）  
予約受付：令和3年5月10日（月）より電話にて受付開始
- 【実績】 令和3年5月24日時点  
31事業者、交付決定額360万1千円

### 〈参考〉

- 令和2年度実績（2回実施） 507事業者、6,662万1千円  
1回目（対象月：4月～9月）：271事業者、3,083万円  
2回目（対象月：10月～2月）：236事業者、3,579万1千円